

# 米国、カナダ及びアイルランド 産牛肉の牛海綿状脳症（BSE） 対策見直しについて

# ■ 輸入牛肉の食品安全委員会への評価及び輸入条件の経緯

	米国、カナダ	アイルランド	3カ国の輸入条件
H12			12月 輸入禁止(アイルランド)
H15			5月 輸入禁止(カナダ) 12月 輸入禁止(米国)
H17	<u>5月 輸入条件について諮問</u> 月齢を20か月齢以下・全頭からのSRM除去 <u>12月 評価結果答申</u>		12月 輸入再開(米国、カナダ) 月齢制限を「20か月齢以下」とし輸入再開
H23	<u>12月 輸入条件について諮問</u> ①月齢を30か月齢以下・SRMの範囲を変更 ②上記①を終えた後、さらに引き上げた場合のリスク		
H24	<u>10月 ①について評価結果の答申</u>		
H25		<u>4月 輸入条件について諮問</u> ※諮問内容は米国、カナダと同じ <u>10月 ①について評価結果の答申</u>	2月 輸入条件見直し(米国、カナダ) 月齢制限を「 <u>30か月齢以下</u> 」に変更  <u>12月 輸入再開(アイルランド)</u> 月齢制限を「 <u>30か月齢以下</u> 」とし、輸入再開
H30	<u>4月 米国、カナダ及びアイルランドについて「さらに月齢の規制閾値(30か月齢)を引き上げた場合のリスク」の評価を開始した。</u>		
H31	<u>1月 米国、カナダ及びアイルランドについて評価結果の答申</u>		<u>現在、輸出国と二国間協議中</u>



※米国、カナダは平成17年以降、原則、食肉処理施設の査察を毎年実施



## 定型BSEについて

### ○生体牛のリスク

「生体牛のリスク」に係る措置が現状と同等の水準で維持されている限りにおいては、今後も定型BSEが発生する可能性は極めて低いか、その発生頻度は現状以下で推移するものと推定できる。

### ○食肉のリスク

適切など畜前検査によって臨床症状を呈する牛を排除することができることも考慮すれば、現在のSRMの除去によって、食品を介して摂取される可能性のあるPrP<sup>Sc</sup>は極めて少なくなるものと推定できる。

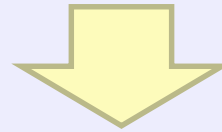
3か国においては、「食肉のリスク」に係る措置は適切に実施されていると判断できる。



牛と人との種間バリアの存在を踏まえると、食品安全委員会は、これら3か国から輸入される牛肉等の月齢条件を「条件無し」としても、上記に示すリスク管理措置の適切な実施を前提とすれば、牛肉等の摂取に由来する定型BSEプリオンによるvCJD発症の可能性は極めて低いと考える。

## ○非定型BSE

「適切なリスク管理措置を前提とすれば、牛肉及び牛の内臓(SRM 以外)の摂取に由来する非定型BSE プリオンによるvCJDを含む人のプリオン病発症の可能性は極めて低いと考える」とした国内評価における見解に影響を及ぼす新たな知見はない。



以上から、諮問事項の「国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値(30か月齢)を引き上げた場合のリスク」に関し、米国、カナダ及びアイルランドのそれぞれから輸入される牛肉及び牛の内臓の月齢条件を「条件無し」としたとしても、人へのリスクは無視できる。

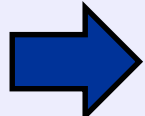
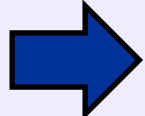
(付帯事項) 本評価結果は、現在実施されているリスク管理措置を前提としたものである。そのため、リスク管理機関は、特に各国における飼料規制、サーベイランス、と畜前検査及びSRM 除去の規制状況について継続的に情報を収集する必要がある。

# ■ 輸入月齢制限の見直し案(米国、カナダ、アイルランド)

現 行

**30か月齢以下**

**SRMの除去**  
・ 全月齢の回腸遠位部  
及び扁桃



見直し案

**月齢制限撤廃**

**SRMの除去**  
・ 30か月齢超の  
頭部（扁桃除く）、  
せき髄、せき柱  
・ 全月齢の回腸遠位部  
、扁桃



# ■米国・カナダ・アイルランドにおける管理状況の調査結果一覧

国名		米国	カナダ	アイルランド
生体検査		食品安全検査局(FSIS)の検査官により実施	食品検査局(CFIA)の検査官により実施	農業・食料・漁業省(DAFM)の検査官により実施
月齢確認		歯列または出荷農場からの証明書	耳標又は歯列	耳標及びパスポート
SRMの除去		<p>全月齢の扁桃・回腸遠位部を除去 30か月齢以上の頭蓋※、眼、三叉神経節、脊髄、脊柱及び背根神経節を除去 ※我が国ではSRMとされている30か月齢超の頭部の肉(舌及び頬肉以外)について、米国ではSRMとして取り扱われておらず、ひき肉(Ground Beef)として使用されていた。</p>	<p>全月齢の回腸遠位部を除去 30か月齢以上の頭蓋※、脳、三叉神経節、眼、扁桃、脊髄及び背根神経節を除去 ※我が国ではSRMとされている30か月齢超の頭部の肉(舌及び頬肉以外)について、カナダではSRMとして取り扱われておらず、一部食用として採取されていた。</p>	<p>全月齢の扁桃、小腸の後部4メートル、盲腸及び腸間膜を除去 12か月齢超の頭蓋※(下顎を除き、脳及び眼を含む。)及び脊髄を除去 30か月齢超の脊柱を除去 ※我が国ではSRMとされている30か月齢超の頭部の肉(舌及び頬肉以外)について、アイルランドにおいてはSRMとして取り扱われていないが、食用として使用しておらず、SRMである頭蓋に付着させたまま廃棄していた。</p>
分別管理	と畜・解肉・保管	30か月齢以上のと体についてはスタンプ又はタグなどにより目視確認できる方法で区別	30か月齢超のと体についてはスタンプ、タグ及び脊柱への着色により目視確認できる方法で管理	30か月齢超のと体については、赤色の一本線の入ったタグを付けることにより、目視確認できる方法で区別
	部分肉処理	30か月齢以上の部分肉はシフトの最後又は間隔をあけて処理	30か月齢超の部分肉はシフトの最後に処理	30か月齢超の部分肉はシフトの最後に処理
	箱詰め	ラベル中の製品コード、箱詰め時刻により30か月齢以上の牛由来の肉等は判別可能	ラベル中のマークにより30か月齢超の牛由来の牛肉等であることが判別可能であり、専用スペースを設け保管	ラベル中の製品コード、ロット番号により月齢の確認が可能
出荷		FSIS検査官が書類及び貨物の確認を行い、衛生証明書を発行	CFIAが書類及び貨物の確認を行い、衛生証明書を発行	DAFMが書類及び貨物の確認を行い、衛生証明書を発行

# ■ 対日輸出プログラムについて

○BSE発生国から輸入される牛肉等については、両国政府が合意した輸入条件（対日輸出プログラム）に基づき輸入を認めている。

## ○対日輸出プログラムの主な条件

① 対象品目

② 施設及び製品の条件

・当局による対日輸出施設の認定

・特定危険部位（SRM）の除去

・月齢制限（30ヶ月齢以下の牛由来であること）

③ 対日輸出品の分別管理／トレーサビリティシステム

④ 当局による監視体制

⑤ 衛生証明書の発行体制

⑥ 日本の査察の実施